

保存版

平成30年5月25日

保護者の皆様へ
生徒のみなさんへ

茨木市立彩都西中学校
校長 増野 浩典

地震発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

地震の発生時や台風による警報発令時の対応について、以下のように茨木市教育委員会で規定されております。各ご家庭でよく見える位置に掲示していただくか、確実に保存して下さるようお願いいたします。

【地震発生時の措置】

1 大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
始業前の場合	臨時休校
授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
2 震度5弱未満の地震が発生の場合	
学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

【警報発令時の措置】

北大阪地域に『暴風警報』が発令された場合のみ、下記の措置をとります。
（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校）

1	午前7時の時点での警報発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点で登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

※【特別警報】においても、『暴風警報』と同様の措置を執らせていただきます。

※登校時に『暴風警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。

※7時に警報が発令され、9時までに警報が解除された場合も、当日の給食の提供はありません。
（7時の時点で教育委員会がキャンセルします。）

※清溪地区からの通学バスの運行については、暴風警報発令の可能性がある場合、

①7時までに暴風警報解除 全て通常運行となります。

ただし、7時時点で暴風警報が発令されていれば、暴風警報解除時に、下記②③のとおり

②7時～8時までに暴風警報解除 7時55分 清溪小前 発 → 8時55分 清溪小前 発

③8時～9時までに暴風警報解除 7時55分 清溪小前 発 → 9時55分 清溪小前 発

④7時時点で警報が発令されず、通常運行中（登校中）に警報発令になった場合

学校指示のもと、折返し、復路運行を実施する。

⑤授業途中で、警報発令となった場合 学校と市教委とで調整し、概ね警報発令時刻の1時間後を目処に、復路始発時間を設定し、配車を行います。

※緊急時には、保護者や地域の皆様にご協力をお願いする場合があります。

ご迷惑をおかけすることもあります。ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。